I'm not a robot

本文 ページID：0341597 掲載日：2021年4月21日更新 印刷ページ表示　 申請書様式のエクセルファイルをダウンロードできます。ダウンロードした書類はプリントアウトしてお使いください。　 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が事業の開始、廃止、休止又はその届出事項に異動が生じた場合に使用します。　 事業を開始、廃止又は休業する日の5日前まで　 届け出た事項に変更が生じた場合は、 随時（速やかに） 愛知県　 総務局　 財務部　 税務課 E-mail: zeimu@pref.aichi.lg.jp　 申請書様式をダウンロードできます。ダウンロードした書類はプリントアウトしてお使いください。　 県税規則第34号様式の9の2（その1）　 法人が解散又は愛知県内にある事務所等を廃止した場合　 解散又は事務所を廃止した日から2月以内　 管轄の県税事務所（県庁では受付をしていません。）→ 管轄の県税事務所一覧のページへ　 1 登記事項証明書の写し　 2 合併契約書の写し（合併解散の場合） 法人県民税・法人事業税の賦課徴収は、県内10箇所の県税事務所で行っております。 事務所又は事業所の所在地により、管轄（担当）する県税事務所が異なりますので、県税事務所一覧をご覧の上、管轄の県税事務所へお問合せください。 愛知県　 総務局　 財務部　 税務課 E-mail: zeimu@pref.aichi.lg.jp PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料） 本文 ページID：0320824 掲載日：2021年1月1日更新 印刷ページ表示　 申請書様式のＥｘｃｅｌファイル又はPDFファイルをダウンロードできます。ダウンロードした書類はプリントアウトしてお使いください。　 個人事業税の課税対象となる事業を開始・廃止した場合又は事務所等を設置、移転、若しくは廃止した場合に使用します。　 事業の開始・廃止、事務所等の設置・移転をした日から1か月以内（納税義務者の死亡による廃業の場合は4か月以内） 愛知県　 総務局　 財務部　 税務課 E-mail: zeimu@pref.aichi.lg.jp PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料） A：「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。また、市外に本店がある会社で、新たに名古屋市内に支店などの事務所等または寮等を開設した場合も同様です。　 「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」は、「法人市民税のダウンロード」ページの「3 法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」からダウンロードできます。 また、下記の届出書等もダウンロードできます。法人の異動届出書 法人の法人税における連結納税についての届出書　 ただし、このホームページから直接申告書の提出を行うことはできませんので、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）に提出してください。 法人に対しては法人市民税が課税されますが、そのときに必要となる申告書(確定申告書、中間申告書等)をお送りするために届出が必要となります。　 なお、法人市民税とは別に法人税(税務署)、法人県民税・事業税(県税事務所)の届出がそれぞれ必要になります。詳しくは所轄の税務署、県税事務所にお尋ねください。A：「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。　 また、次のようなときは「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。名古屋市内に法人を新設(または廃止)した 名古屋市内に支店を新設(または廃止)した 名古屋市内の支店が移転した　 なお、本店が移転したときは「法人の異動届出書」を提出してください(ただし、名古屋市外からの移転で名古屋市に初めて事務所を設ける場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。)。A：添付書類は以下のとおりです。定款・寄附行為・規約もしくは規則の写し登記事項証明書の写しその他の参考資料添付資料は原本ではなく、写しでも結構です。　 なお、法人税（税務署）におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、法人の設立等についてお届けくださるようお願いします。A：新設または廃止することとなった日から30日以内に提出してください。A：「法人の異動届出書」を提出してください。「法人の異動届出書」は、法人に異動が生じた場合に使用します。なお、新設、廃止に係る異動の場合は、「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を使用してください。また、「法人の異動届出書」は、「法人市民税のダウンロード」ページの「4 法人の異動届出書」からダウンロードできます。 また、下記の届出書等もダウンロードできます。法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書 法人の法人税における連結納税についての届出書　 ただし、このホームページから直接申告書の提出を行うことはできませんので、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）に提出してください。A：法人に異動が生じた場合は、すみやかに提出してください。A：添付書類は以下のとおりです。　 なお、法人税（税務署）におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、本店所在地の移転等についてお届けくださるようお願いします。A：届出書上部の本店所在地・法人名・代表者は、届出書を記入する時点のものをご記入ください。一般的に異動後に届出書をご記入いただきますので、異動後のものとなります。A：本店が移転したときは「法人の異動届出書」を提出してください。ただし、市外からの移転で名古屋市に初めて事務所を設ける場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。　 名古屋市内の支店が移転したときは「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。なお、名古屋市外の支店が移転した場合は、名古屋市への届出は必要ありません。名古屋市では、法人市民税に関する事務を栄市税事務所で行っています。法人市民税の申告書等の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）へお願いします。担当：栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）郵便番号：461-8626所在地：名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)電話番号：052-959-3305ファックス番号：052-959-3405電子メールアドレス:a9593305@zaisei.city.nagoya.lg.jp　 法人市民税を納付する場合に使用する様式等です。「法人市民税のＱ＆Ａ：法人市民税の申告について」もご参照ください。上記の納付書をご利用の際は、必ず点線にそって3枚に切り取りした上で、3枚とも金融機関に提示してください。また、A4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご使用ください。感熱紙、色紙等は受け付けられません。　 法人市民税の申告をする場合に使用する様式および手引等です。下記の添付ファイルについてご不明な点がございましたら、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）にお問い合わせください。　 また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い以下の申告書等に法人番号を記載してください。確定申告書（第20号様式）予定申告書（第20号の3様式）均等割申告書（第22号の3様式）通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書（第20号様式別表1）外国法人の法人税割額に関する計算書（第20号様式別表1の2）連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書（第20号様式別表1の3）均等割額の計算に関する明細書（第20号様式別表4の3）添付ファイル1　通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書（第20号様式別表1）(PDF形式, 133.80KB)2　外国法人の法人税割額に関する計算書（第20号様式別表1の2）(PDF形式, 102.02KB)3　連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書（第20号様式別表1の3）(PDF形式, 97.80KB)4　控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2）(PDF形式, 82.77KB)5　控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の2）(PDF形式, 77.24KB)6　控除対象通算対象所得調整額の控除明細書（第20号様式別表2の3）(PDF形式, 77.28KB)7　控除対象配賦欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の4）(PDF形式, 82.78KB)8　控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書（第20号様式別表2の5）(PDF形式, 76.63KB)9　控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書（第20号様式別表2の6）(PDF形式, 76.68KB)10　控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第20号様式別表2の7）(PDF形式, 79.15KB)11　控除対象個別帰属税額の控除明細書（第20号様式別表2の8）(PDF形式, 65.61KB)12　均等割額の計算に関する明細書（第20号様式別表4の3）(PDF形式, 52.58KB)13　外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（第20号の3の2様式）(PDF形式, 71.32KB)14-1　（令和2年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度分)特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第20号の5様式）(PDF形式, 59.29KB)14-2　（令和6年4月1日以後に開始する事業年度分)特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第20号の5様式）(PDF形式, 57.16KB)15　課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）(PDF形式, 59.87KB)名古屋市内に法人を設立した場合または事務所、事業所(以下「事務所等」といいます。)もしくは寮、宿泊所、クラブ等(以下「寮等」といいます。)を新設または廃止した場合に、使用する様式です。「法人市民税のＱ＆Ａ：「事務所を新設・廃止した場合」や「法人名や決算期が変更した場合」」もご参照ください。定款・寄附行為・規約または規則の写し登記事項証明書の写しその他の参考資料　 なお、法人税（税務署）におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、法人の設立等についてお届けくださるようお願いします。　 なお、法人税（税務署）におきましては、平成29年度から法人の設立届出書等への登記事項証明書の添付が不要とされましたが、法人市民税におきましては、登記事項証明書の写しを添付のうえ、本店所在地の移転等についてお届けくださるようお願いします。名古屋市市税減免条例第5条の規定に基づき減免の申請をする場合に使用する様式です。法人市民税の申告納付期限までに提出されないと、減免を受けることができませんのでご注意ください。「法人市民税のＱ＆Ａ：法人市民税の申告について」もご参照ください。清算中の法人：登記事項証明書の写し（「法人の異動届出書」により、解散について届出済の場合は、「添付書類」欄に「既に届出済」と記載し、添付は省略してください。）課税標準の算定期間の末日において6箇月以上引き続いて事業を中止中の法人：「現況届」等の現状がわかる書類特定非営利活動法人：事業報告書、活動計算書(または収支計算書）またはその他の事業の概況を証明する書類ただし、提出期限までにこれらの書類が作成されていない場合は、事業計画書、活動予算書（または収支予算書）または前年度分の事業報告書、活動計算書（または収支計算書）上記以外の法人：事業報告書、収支計算書またはその他の事業の概況を証明する書類ただし、提出期限までにこれらの書類が作成されていない場合は、事業計画書、収支予算書または前年度分の事業報告書もしくは収支計算書法人税法第64条の9第1項の承認を受け通算法人となったとき（法人税法第64条の9第4項、第5項、第9項、第11項または第12項により承認があったものとみなされた場合を含みます。）、法人税法第64条の10の規定により通算法人でなくなったとき、またはすでに通算法人の承認を受けている法人が市内に転入したときに使用する様式です。添付ファイル法人税におけるグループ通算制度についての届出書（PDF形式, 106.20KB)税務署へ提出した申請書・届出書等の写し グループ一覧 届出事項に関し、登記事項の変更が伴う場合は、登記事項証明書(写しでも結構です。）　 なお、通算子法人が名古屋市に「法人税におけるグループ通算制度についての届出書」を提出される場合の添付書類に、通算親法人が所轄税務署に提出した申請書等が含まれる場合は、通算親法人から写しの交付を受け、添付してくださるようお願いします。地方税法第20条の9の3第1項もしくは第2項または第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用する様式です。課税標準等または税額等が過大であることを等の事実を証する資料(地方税法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)市内に事務所等を有する法人または個人が以下の項目に該当することとなった場合に使用する様式です。法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の効力が生じたとき 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなったとき すでに法人課税信託の受託者となっている市外の法人または個人が市内に転入したとき、または市内に事務所等を新設したとき 法人課税信託について信託の終了があったとき 受益者等が存しない信託について受益者等が存することとなったとき(法人税法第2条第29号の2イまたはハに規定する信託に該当する場合を除きます。)添付ファイル法人課税信託の契約締結・終了等届出書（PDF形式, 113.91KB)「届出の区分」において「・法人課税信託の効力が発生した・法人課税信託に該当することとなった」および「すでに法人課税信託の受託者となっている」に該当する場合は、法人課税信託の契約に係る契約書および約款等、登記事項証明書の写しを添付してください。 「届出の区分」において「・法人課税信託の終了があった・法人課税信託に該当しなくなった」に該当する場合は、法人課税信託の終了を証明する書類、登記簿謄本または登記事項証明書の写しを添付してください。市内に事務所等を有する法人または個人で法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者となっている法人または個人が、当該法人課税信託について以下の事由が生じた場合に使用する様式です。 法人課税信託について新たな受託者が就任したとき 法人課税信託について受託者の任務が終了したとき 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき添付ファイル法人課税信託の受託者変更届出書（PDF形式, 91.68KB)「法人課税信託について新たな受託者が就任したとき」に該当する場合は、法人課税信託に係る契約書および約款等の、就任の事実を証する書類の写しを添付してください。 「法人課税信託について受託者の任務が終了したとき」に該当する場合は、法人課税信託に係る信託事務の引継ぎの事実を証する書類の写しを添付してください。 「一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき」に該当する場合は、法人課税信託に係る主宰受託者の変更の事実を証する書類の写しを添付してください。名古屋市では、法人市民税に関する事務を栄市税事務所で行っています。法人市民税の申告書等の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）へお願いします。担当：栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）郵便番号：461-8626所在地：名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)電話番号：052-959-3305ファックス番号：052-959-3405電子メールアドレス:a9593305@zaisei.city.nagoya.lg.jp（注）下記に関わらず、市内全域における「県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、（軽）自動車税環境性能割及び狩猟税」は、名古屋東部県税事務所で取り扱います。　 また、県税の送金支払通知書の再発行に関するお問い合わせは、名古屋東部県税事務所（収納管理課）へお願いします。所在地：中区新栄町2 - 9（スカイオアシス栄内）（総務・広報）電話番号052-953-7711（収納管理）電話番号052-953-7799（徴収）電話番号052-953-7803（県民税・事業税）電話番号052-953-7816 / 052-953-7663（自動車税）電話番号052-953-7847（不動産取得税）電話番号052-953-7860（自動車審査課）電話番号052-953-7865（特別滞納整理室）電話番号052-953-7868 / 052-953-7869所在地：西区城西1 - 9 - 2（総務・広報）電話番号052-531-6301（徴収）電話番号052-531-6303（県民税・事業税）電話番号052-531-6304（自動車税）電話番号052-531-6305（不動産取得税）電話番号052-531-6306（不動産評価室）電話番号052-531-6307所在地：中川区中郷1 - 3（総務・広報）電話番号052-362-3211（徴収）電話番号052-362-3213（県民税・事業税）電話番号052-362-3214（自動車税）電話番号052-362-3215（不動産取得税）電話番号052-362-3216所在地：熱田区森後町8 - 22（総務・広報）電話番号052-682-8920（徴収）電話番号052-682-8922（県民税・事業税）電話番号052-682-8923（自動車税）電話番号052-682-8924（不動産取得税）電話番号052-682-8925所在地：昭和区円上町26 - 15（愛知県高辻センター内）電話番号：052-881-6141Page 2　名古屋市役所本庁舎の歴史や見どころを紹介しています。　 「名古屋市役所本庁舎のご紹介」をご覧ください。郵便番号460-8508名古屋市中区三の丸三丁目1番1号地下鉄名城線「名古屋城」駅から徒歩1分（注）「名古屋城」駅の北改札口から地下連絡通路から繋がっていますので、地上に出ることなく市役所庁舎内にお入りいただけます。（地下連絡通路は平日の午前8時から午後6時まで通行可能です。）市バス・基幹バス「市役所」から徒歩1分名鉄瀬戸線「東大手」駅から徒歩5分名古屋市交通局(外部リンク)名古屋鉄道(外部リンク)052-961-1111(代表電話)　各担当部署のお問い合わせ先は、次のリンクによりご案内しております。市の業務、手続き等に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。市の組織(局室)名古屋市役所【名古屋市中区三の丸三丁目1-1：Googleマップ】(外部リンク)住民登録や福祉、市税に関することなどの窓口業務は区役所(支所)や市税事務所で行っています。事前にお確かめの上、お間違いのないようご注意ください。市役所・区役所の窓口時間は、原則として午前8時45分から午後5時15分までですが、始業時間や終業時間などの取り扱いは、窓口や業務内容によって異なりますのでご了承ください。市役所・区役所は土曜日、日曜日、祝日、年末年始が休庁日となっておりますが、業務内容に応じ、施設によって休庁日が異なる場合がございますので、ご利用の際にご注意ください。駐車場が狭いため、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。駐車場をご利用の際は、用務先の課室で証明を受けてください。本庁舎は南側、西庁舎は西側に手すり付きのスロープがございますので、車いすでお越しの方や手すりを必要とされる方はご利用ください。　 このページ内にある写真はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利 4.0 国際ライセンス(外部リンク)の下にオープンデータとして提供しており、クレジット表記することにより、二次利用していただくことが可能です。ご利用の場合は以下のページもご覧ください。 Page 3 庁舎内案内をご覧になれます。名古屋市の組織 名古屋市の組織概要と担当業務についてご案内します。名古屋市役所 名古屋市役所の所在地と周辺地図のご案内組織一覧（連絡先一覧） 市の組織一覧ページです。各連絡先も掲載しております。 Page 4 施設案内市役所メニュー区役所・支所・保健センター 施設案内区役所・支所・保健センターメニュー市税事務所 病院・衛生・福祉施設 施設案内病院・衛生・福祉施設メニュー学校・教育施設 スポーツ施設 施設案内スポーツ施設メニュー生涯学習関連 公園・緑化施設・市民農園・土木事務所 施設案内公園・緑化施設・市民農園・土木事務所メニューホール・会館・コミュニティセンター 施設案内ホール・会館・コミュニティセンター　 メニュー図書館・美術館・博物館 施設案内図書館・美術館・博物館メニュー防災施設 宿泊施設 調査・研究施設 名古屋市中央卸売市場 公設市場・小売市場 駐車場 斎場・霊園 施設案内斎場・霊園メニューごみ処理工場・処分場 市民情報センター ご存じですか？やさしさマーク 施設利用の検索(空き情報) 施設利用の空き状況や使用状況を検索することができます。施設の開館等の情報について なび愛知の情報掲載は全て無料です。みんなに愛知県庁・総務局地方機関・県税事務所・名古屋南部県税事務所・総務・広報様のことをもっと知ってもらえるよう情報発信しませんか。・店舗情報（営業時間、業種など）・紹介文・写真・SNS（ツイッターなど）・商品登録・予約情報・求人情報 など下のボタンから掲載していただけます。 ※必ず、登録規約をお読み下さい 個人事業主が廃業する場合には、 事業廃業から1ヵ月以内に管轄（納税地）の税務署に【個人事業の開業・廃業等届出書】を提出することになっています。Page 2 年も明けいよいよ確定申告の時期が近づいてきました。 平成28年分（1/1-12/31）所得税確定申告の受付及び納税期間は、 平成29年2月16日（木）～3月15日（水）の1ヶ月間となっています。Page 3 事業等を行っておらず、本来確定申告書を提出する義務がない人でも、 給与や報酬から差し引かれた源泉徴収所得税額が、 実際所得金額に基づいて計算した所得税額より多い時は、 確定申告を行うことにより所得税の還付を受けること（還付申告）が出来ます。Page 4 【納税証明書のオンライン請求】が自宅等のパソコンやスマートフォン等で手続き可能となっています。 【納税証明書】とは、確定申告をした際の納税額・所得金額・未納の税金がないことを証明する書類となり、 金融機関等に融資を申込する際などに提出が必要となります。Page 5 平成29年（平成28年分所得税・消費税等）確定申告会場等が発表されました。 【所得税及び復興特別所得税・贈与税】の申告と納税期限は平成29年3月15日迄、 【個人事業者の消費税及び地方消費税】の申告と納税期限は、平成29年3月31日迄となります。Page 6 税金を納める際に、自宅等から納付が出来る【自動引落】のことを【ダイレクト納付】と言います。 利点として、顧問税理士が、納税者の代行で納付手続き可能(事前手続き要）・ 即時か日付指定をして納付手続きが可能等が挙げられます。Page 7 名古屋の税理士のブログエントリー 携帯版専用サイトはこちら 平成２９年３月３１日国会にて【雇用保険法等の一部を改正する法律案】の成立により、 平成２９年4月から、雇用保険料率が引き下がりました。 【平成２９年度の雇用保険料率】は、 【一般の事業】 1.労働者負担:3/1,000【前年度：4/1,000】 2. 事業主負担6/1,000【前年度：7/1,000】 内訳：失業等給付の保険料率3/1,000【前年度：4/1,000】 雇用保険二事業の保険料率3/1,000【前年　　同額】　 3.雇用保険料率(上記1＋２）：9/1,000【前年度：11/1,000】 【農林水産・清酒製造の事業】 1.労働者負担:4/1,000【前年度：5/1,000】 2. 事業主負担7/1,000【前年度：8/1,000】 内訳：失業等給付の保険料率4/1,000【前年度：5/1,000】 雇用保険二事業の保険料率3/1,000【前年　　同額】　 3.雇用保険料率(上記1＋２）：11/1,000【前年度：13/1,000】 【建設の事業】 1.労働者負担:4/1,000【前年度：5/1,000】 2. 事業主負担8/1,000【前年度：9/1,000】 内訳：失業等給付の保険料率4/1,000【前年度：5/1,000】 雇用保険二事業の保険料率4/1,000【前年　　同額】　 3.雇用保険料率(上記1＋２）：12/1,000【前年度：14/1,000】 となります。 前年度との比較で、労働者・事業主負担共に1/1,000の引き下げとなります。 【雇用保険二事業】：失業の予防・雇用機会の増大・労働者の能力開発に資する雇用対策 (注意）・平成29年4月１日までに、６４歳になる方は雇用保険が免除となります。 ・4月から社会保険料も変更となります。 « 自動引落の利用可能金融機関について | 中野税務会計事務所へ | 配偶者控除150万円税制改正について » copyright(c)中野税理士事務所　All rights reserved.　 各種申請書・申告書様式のPDFファイル、Excelファイル及びWordファイルをダウンロードできます。　 ダウンロードした書類はプリントアウトしてご利用ください。　 このサービスでは、愛知県の県税に関する申請書類のうちインターネットで配布が可能なものを提供しています。このサービスで提供している以外の申請書類については、各県税事務所の窓口で配布するものをご利用ください。 はじめてご利用になる方へ(利用手引き) < 県税の行政手続における押印の廃止について >　 県税に関する県民、事業者からの申請、届出等の手続（※）については、原則、押印が廃止されました。 ※　 納税保証書など私人間の契約に関する書類を除きます。 申請書等の区分　 ○共通　 ○県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割　 ○個人事業税　 ○法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税　 ○不動産取得税　 ○軽油引取税　 ○ゴルフ場利用税　 ○自動車税種別割・（軽）自動車税環境性能割

- uso de yet already y just
- are there gangs in new york
- formula for finding thermal conductivity
- clean architecture review
- chapter 6 worksheet answers
- http://nerezove-kuchyne.cz/UserFiles/File/58668179065.pdf
- https://ls-machinery.com/uploadpic/files/202507130327532021.pdf
- raxihaku
- vaxu
- liloge
- what kind of oil does a generac 7500 take
- http://trekstamall.com/FileData/ckfinder/files/20250713_330718644A52E12C.pdf
- https://grupahatak.pl/admin/_fck_files/file/jorogati-risaru.pdf
- winning eleven 2012 mod 23
- properties of solids liquids and gases ks2 worksheet
- irctc account username change
- viyivalo
- yenimupo
- bohuka
- kimuluhu